

薬生発第0222第2号
平成31年2月22日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

平成31年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業の実施について

標記事業について、別紙「平成31年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

平成 31 年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業実施要綱

第 1 目的

平成 31 年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業（以下「本事業」という。）は、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局の機能強化・連携体制構築のために、平成 30 年 12 月 25 日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」にある「第 3 薬剤師・薬局のあり方」（以下「薬剤師・薬局のあり方」という。）の方向性に向けたモデル事業を実施し、医療の質の向上・効率化に資する取組みを検証することを目的とする。

第 2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす自治体又は法人とする。ただし、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

- (1) 自治体又は厚生労働大臣が適当と認める公益法人
- (2) 本事業を適切に実施できる能力を有する自治体又は法人であること。
- (3) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 医療・介護施策について、幅広い知見と経験を有していること。

第 3 事業内容

1 実施すべき事業について

本事業の実施者は、地域において薬局機能強化や連携体制構築のために対応すべき事案について、必要なモデル事業を実施する。

その上で、

- 本事業の周知
- 本事業の成果の把握
- 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び成果等の情報発信
- 本事業の成果を活用した類似の取組みの横展開方法の検討
- 薬剤師・薬局のあり方の方向性に向けた必要な取組みの検証を行う。

(1) 事業の実施

事業実施者が中心となり、上記目的及び薬剤師・薬局のあり方の方向性を踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、地域における薬局機能強化や連携体制構築のための取組みを検討し、その具体的な内容について実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

また、事業の実施に際しては、医師をはじめとする多職種（歯科医師、看護師、介護職員、管理栄養士、理学／作業療法士等）、他機関との連携協議体等の場を作り、地域の自治体、薬剤師会のみならず、医師会、歯科医師会等の関係団体とも協力しながら実施すること。

なお、モデル事業は、薬剤師・薬局のあり方を踏まえたものとし、例えば、各地域において必要となる次の①から④にあるような内容を組み合わせることで実施すること。

① 薬剤師による情報提供及び薬学的知見に基づく指導の強化のための仕組みづくり

薬剤師が必要な服薬状況の把握や薬学的知見に基づく指導を医薬品の服用期間を通じて行うために、課題を整理し、どのような仕組みがあれば薬剤師の職能発揮が可能となるか検討を行う。

- 処方箋の交付とともに、疾患名や検査値等の患者情報を医療機関と薬局が共有する仕組み
- 患者への服薬状況等の継続的なフォローアップの方法（必要な患者、方法、頻度など）
- 把握した患者の服薬情報等を療養環境の変化に対応しながら、かかりつけ医をはじめとする多職種と共有する仕組み
- 薬局薬剤師が医療機関の薬剤師と連携して、患者の服薬情報を継続的に把握できる情報連携の仕組み（入院時の薬局から医療機関への情報提供や退院時カンファレンスへの参加、電子版お薬手帳を含めたICTの活用など） 等

② 地域における患者の療養生活を支えるための薬局機能の強化

患者の療養環境は、外来・入院・在宅・介護施設など様々に変化して

いることから、こうした変化に対応するために必要な薬局の機能を明確にし、その実施のために必要な取組の検討を行う。

- 在宅医療への対応（訪問薬剤管理指導、麻薬調剤、無菌調製等）
- 入退院時に、医療機関の薬剤師と服薬情報を共有するための体制
- 一般用医薬品等を含む地域において必要な医薬品の提供
- 地域ケア会議等への参加や地域の医療提供施設との共同研修の実施等

③ がん等の薬物療法を受けている患者に対する専門的な対応を実施するための薬局機能の強化

がん等の薬物療法を受けている患者に対し、医療機関と密に連携しながら、高い専門性にに基づき、より丁寧な薬学的管理や特殊な調剤を実施するために必要な薬局の機能を明確にし、高度薬学管理機能を持つ薬局が地域において一定の役割を果たすために必要な取組の検討を行う。

- 患者の服薬状況等の必要な情報を医療機関と連携する体制
- 患者の療養環境の変化に応じて、高度薬学管理機能を持つ薬局からかかりつけ薬剤師・薬局に患者を移行するための仕組み
- 専門的な薬物療法に関する地域の医療提供施設との合同研修の実施
- 専門的な薬物療法に必要な特殊な医薬品の提供や無菌調剤等の実施等

④ 地域の薬局間における連携体制の構築

上記②及び③において明確化した地域において必要な薬局の機能のうち、不足している機能を確保する他、当該地域において休日夜間対応をするための輪番制の構築や入退院時の医療機関との情報共有、医薬品の供給等を薬局間で連携して実施する体制を構築するなど、地域における医療提供施設たる薬局のあり方、薬局間での連携体制を検討する。

- 地域で必要とされる機能の確保
- 医療機関と地域の複数薬局との連携体制の構築 等

(2) 本事業の実施の周知

本事業の実施にあたっては、地域の多職種、他機関、関連市町村等とも連

携し、地域の広報誌、ホームページ等を十分に活用するとともに、各種の報道機関等に対しても資料を提供すること等により協力を求め、地域住民等に対しても本事業を周知すること。

(3) 本事業の実施の成果の把握

本事業の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定し、各事業に応じた取組の成果を把握し、薬局における取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること。

なお、評価指標については、説明会や研修等の開催や参加人数のみとせず、患者の行動や医学・薬学的な評価等を把握するようにすること。

また、評価指標の設定においては、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と協議の上、決定すること。

評価指標例)

- ・地域で在宅に取組む薬局数
- ・他機関や他職種との情報連携数
- ・地域での薬局間連携体制の構築に資する薬局数
- ・薬薬連携による情報連携の事例数
- ・地域ケア会議等への参加や地域の医療提供施設との共同研修数 等

(4) 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び実施成果等

年度途中に、厚生労働省が定める様式により中間報告書を作成し、提出すること。

また、本事業の実施後、事業の内容、地域の現状や課題、課題に対する今後の方策等の検討内容を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信すること。情報発信の時期については平成31年度以降に行うことになっても差し支えないが、その際は、実施予定の情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・報告書のホームページへの掲載等による情報発信
- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学術論文の投稿

(5) 本事業の成果を活用した類似の取組の横展開

本事業の実施後、同様の課題を有している他の地域において、類似の取組を実施し、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化を推進することができるように、第3の1(4)で定める最終報告書において、当該内容をまとめること。

また、他の都道府県等からの求めに応じて、本事業の成果・知見等を提供すること。

さらに、事例の横展開を促す資料として公表・活用することを目的に、事業内容と成果をまとめた資料（パワーポイントスライド1枚）を併せて提出すること。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

(1) 本事業は、患者のための薬局ビジョン（平成27年10月厚生労働省公表）、薬剤師・薬局のあり方等の厚生労働省の施策を踏まえた事業を実施すること。また、単に形式的な窓口の設置、各事業に関する研修会の実施及び啓発資料の配布のみの事業とならないよう、地域における課題を踏まえた実効性のある取組を行うこと。

(2) 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。

(3) 本事業は、従前に行われているような取組ではなく、地域において先行的な取組などのモデルとなる事業を実施することを求めるものであるため、在宅業務、残薬管理、電子版お薬手帳等の既に調剤報酬で評価されている業務に関する事業を行う場合は、単にその地域でこれらの取組が実施されていないことを理由にするのではなく、既存の業務を実施する際の課題、本事業により当該課題にどのように対応するのか等を具体的に明記すること。

(4) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1(1)で作成した実施計画書については、平成31年度薬局の連携体制整備のための検討モデル事業委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1(4)で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、平成31年2月22日より適用する。